

宇部市日中一時支援事業のガイドライン

平成30年7月

宇部市障害福祉課

1.宇部市日中一時支援事業とは

障害者又は障害児の日中における活動の場を確保することにより、障害者又は障害児の家族の就労を支援し、及び障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、もって障害者又は障害児の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

2.ご利用できる方

本市に居住し、住民基本台帳に記載されている次のいずれかの条件を満たす方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は自立支援医療受給者証（精神通院）や医師の診断書により、精神障害者であることが認められる方
- ④ 特定疾患医療受給者証や医師の診断書により難病患者であることが認められる方

なお、本市の障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、利用を希望される場合はご相談ください。

3.サービスの内容

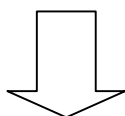
日中一時支援事業は、日中に、障害者又は障害児を一時的に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、空き店舗等において預かるとともに障害者又は障害児に活動の場の提供、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。また必要に応じて、食事提供サービスや送迎サービスを行います。（サービスの具体的な内容や時間は、各事業所にご確認ください。）

4.日中一時支援事業を利用するには

日中一時支援事業を利用するためには、事前に下記のような手続きが必要となります。

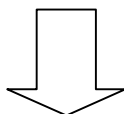
① 相談・申請

まずは、障害福祉課へご相談ください。そのうえで日中一時支援事業が必要な場合は、利用の申請を行ってください。



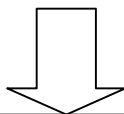
② 調査

障害福祉課の調査員が日程調整したうえでご本人や保護者の方等とお会いし、障害状況や身の回りの環境などについて調査をします。



③ 決定・通知

調査をもとに、利用できる日数や利用者負担上限月額が決定され、「地域生活支援事業受給者証」が交付します。



④ 日中一時支援事業の利用開始

「地域生活支援事業受給者証」を日中一時支援事業所に提示して契約のうえ、日中一時支援事業を利用します。利用の際に利用者負担（原則1割※例外あり）を支払います。

※利用者負担については6ページをご参照ください。

※事業所によっては利用者負担以外に食事等実費負担がかかる場合があります。

① 申請に必要となる書類

申請には、次のような書類が必要となります。(障害福祉課にあります。)

- 地域生活支援給付費（新規・更新・変更・追加）利用申請書
- 世帯状況・収入等申告書

なお、1月1日において宇部市以外に住民票があった方は、その市町村が発行する所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。

② 申請から決定までの期間

決定にあたり、本人の障害の程度や身の回りの状況について障害福祉課の調査員が調査を行います。そのため、約1ヶ月～1ヶ月半程度の期間が必要となります。

③ ご自身で申請が困難な方へ

ご自身での申請が困難な方は、保護者や親族の方など代理の方による申請が可能です。

また、利用の予定をしている事業所の職員や相談支援員の申請でも可能です。

④ 利用できる事業所

宇部市が指定をした事業所です。日中一時支援事業の利用にあたっては、事業所と利用契約を結んでください。

⑤ 支給決定量

ひと月あたり14日以内で必要であると認める日数を支給します。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

⑥ 変更申請

利用を始めた後で日数の変更をする場合は、申請書を障害福祉課へ提出してください。

障害福祉課で審査した後、適当であると認められる場合は変更決定後、受給者証を交付します。

⑦ 利用される事業所の変更

事業所を変更されたい場合は、利用されたい事業所に連絡してください。障害福祉課への報告は不要です。また複数の事業所と同時に契約することも出来ます。

⑧ 受給者証の再交付

受給者証を紛失された方は再交付出来ますので、障害福祉課へご連絡ください。

5.地域生活支援事業受給者証

日中一時支援事業の利用には、障害福祉課が交付する「地域生活支援事業受給者証」が必要となります。

(五)						(二)			(一)							
日中一時支援事業者実績記入欄						支給決定の内容			地域生活支援事業受給者証							
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	計	月類	事業者確認印	支給決定機関	支給量等	支給決定期間	受給者証番号	居住地	フリガナ	氏名	生年月日		
1		平成 年 月 日					移動支援			ウ	宇部市常盤町一丁目7番1号	ア	ウベ タロウ	宇部 太郎	昭和〇年〇月〇日	
2		平成 年 月 日				支給量等										
3		平成 年 月 日														
4		平成 年 月 日														
5		平成 年 月 日					日中一時支援		平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで	イ	見 本	障害種別	身 知 精 難 (児)	交付年月日	平成〇年〇月〇日	
6		平成 年 月 日				支給決定機関		7日/月(区分3)								
7		平成 年 月 日				支給量等										
8		平成 年 月 日														
9		平成 年 月 日					日中一時支援			工	利用者負担割合	10%	負担上限月額	4,600円	支給市町村名及び印	宇部市長
10		平成 年 月 日				支給決定機関										
11		平成 年 月 日				支給量等										
12		平成 年 月 日														
13		平成 年 月 日					日中一時支援			見 本	利用者負担割合	10%	負担上限月額	4,600円	支給市町村名及び印	宇部市長
14		平成 年 月 日				支給決定機関										
15		平成 年 月 日				支給量等										
16		平成 年 月 日														
17		平成 年 月 日					日中一時支援			工	利用者負担割合	10%	負担上限月額	4,600円	支給市町村名及び印	宇部市長
18		平成 年 月 日				支給決定機関										
19		平成 年 月 日				支給量等										
20		平成 年 月 日														
21		平成 年 月 日					日中一時支援		平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	見 本	利用者負担割合	10%	負担上限月額	4,600円	支給市町村名及び印	宇部市長
22		平成 年 月 日														

※ 実際の受給者証とは様式が若干異なります。

ア 利用障害者（児）氏名・生年月日

日中一時支援事業を利用することができる方の氏名と生年月日が記載されます。

イ 支給量等

ひと月ごとに利用できる日数が記載されています。

ウ 支給決定期間

日中一時支援事業を利用することのできる期間が記載されています。

エ 負担上限額

ひと月あたりの利用者負担の上限額が記載されています。

オ 日中一時支援事業者実績記入欄

利用契約を結んだ後、事業所に記入してもらってください。

尚、複数の事業所を利用する場合、契約日数の合計は支給決定量を超えても構いませが、1ヶ月に利用する日数は支給決定量を超えないように注意してください。

6. 利用者負担

日中一時支援事業を利用した場合、利用した日数に応じて、事業者へ地域生活支援給付費を支払う必要があります。

費用の対象となるのは、利用者に対して事業者が行った支援内容で、その費用のうち、市が9割を負担し、残りの1割を利用者が負担します。

ただし、利用者の負担軽減を図る観点から、サービス利用に伴って利用者が支払うひと月当たりの限度額を設けてます。これを「負担上限月額」といいます。負担上限月額は下記の表のとおりです。

<負担上限月額>

区 分	対 象	負担上限 月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円（自己負担なし）
低所得	市民税非課税世帯	
一般1	利用者が18歳未満かつ市民税課税世帯で、その世帯の18歳以上の世帯員全員の市民税所得割合計額が28万円未満	4,600円
	利用者が18歳以上かつ市民税課税世帯で、本人及び配偶者の市民税所得割合計額が16万円未満	9,300円
一般2	一般1以外の市民税課税世帯	37,200円

※負担上限月額は、下記のとおり認定されます。

負担上限月額は、原則として年に一度、前年度の収入などにより認定を行うこととしています。

なお、年度途中で生活保護世帯になった場合や、婚姻・離婚等により世帯員の変更があった場合については、負担上限月額が変更となる場合があります。詳細については、障害福祉課へお問い合わせください。

【日中一時支援Q&A】

	項目	質問	回答
1	事業内容	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援や生活介護などの障害福祉サービスを利用する場合、その利用の前後に日中一時支援事業を利用することは出来ますか。	利用可能です。ただし、利用については、各事業所にお問い合わせください。
2	事業内容	日中一時支援事業の利用時間中に、障害福祉サービスなどの他の給付事業を利用することは出来ますか。	本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することはできません。
3	事業内容	宿泊を伴う利用は出来ますか。	本事業の目的として「日中における活動の場の提供」としていることから、宿泊を伴う利用は出来ません。
4	事業内容	日中一時支援事業のサービスを受けることが出来る年齢の制限はありますか。	事前に障害福祉課でサービスの支給決定を受けられた方について、年齢の制限なくその利用は出来ます。ただし、介護保険対象者については、介護保険サービスの利用が優先となりますので、その点についてはご留意下さい。
5	事業内容	日中一時支援事業の利用だけの場合、サービス等利用計画の作成が必要になりますか。	日中一時支援など地域生活支援事業だけを申請される場合は、サービス等利用計画書の提出は不要です。ただし、生活介護等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用されている方については、サービス等利用計画書に記載してください。
6	事業内容	日中一時支援事業で、利用者自身の就労支援を目的としたサービスを利用出来ますか。	日中一時支援事業は、利用者の日中の活動を確保し、 <u>障害者等の家族</u> の就労支援や日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的としている為、利用者自身の就労支援のために利用することは出来ません。

7	事業内容	日中一時支援事業として、外出プログラム（例えば、散歩や体操等）を実施してもよいのでしょうか。	一時的に外出することは可能ですが、安全面等に配慮してください。
8	事業内容	受給者証の支給量等の欄に7日/月と記載がありますが、1ヶ月に7日しか利用できないのでしょうか。	日中一時支援の支給量の計算方法は以下のとおりです。 1日の利用が4時間以下の利用…0.25日 // 4時間超え8時間以下の利用…0.5日 // 8時間超えの利用…0.75日 支給量が7日/月の場合、例えば1日の利用が4時間超え8時間以下であれば、実際は7日÷0.5日=14日利用できることとなります。 また、同日に同じ事業所で障害福祉サービスの併用利用があった場合は、利用時間に関わらず、1日を0.25日で計算します。
9	事業所指定	日中一時支援事業を実施する際のサービス管理責任者に資格は必要でしょうか。	資格は必要ありませんが、実務経験及びサービス管理責任者研修を修了したという証明（資格証の写し）が必要です。（事業人員基準第4条）
10	事業所指定	当初の事業者指定を受けた内容と異なる場合には、手続きが必要となりますか。	事業所指定要綱第3条に基づき、変更届及び関係書類等の提出が必要となります。
11	事業所指定	日中一時支援事業の事業者指定を受ける場合の事業設備基準第6条で、運営上必要な設備とはどのようなものですか。	具体的には、支援室、トイレ、手洗いが設置され、また避難経路が十分に確保されていることが条件になります。
12	事業所指定	既に日中一時支援事業所で指定を受けているスペースにおいて、他の事業を行うことは可能ですか。	既に日中一時支援事業所で指定を受けているスペースにおいて、他の事業を行うことはできません。 ただし、日中一時支援事業として事業を実施していない場合であれば、支障がない限りにおいて他の事業を行うことは可能です。（指定障害福祉サービス等の県が指定を行う事業については、県の取扱いに従ってください。）

13	事業所 指定	利用者の障害支援区分等により、サービスの提供を拒否してもよいですか。	<p>事業所は正当な理由なく、サービスの提供を拒否できません。</p> <p>正当な理由とは下記の通りとなります。</p> <p>①当該事業所の利用者が既に定員に達している場合。</p> <p>②利用申込者の居住地が宇部市以外の場合又は事業所が指定する通常の事業の実施地域外である場合。</p> <p>③その他利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援事業を提供することが困難な場合。</p> <p>なお正当な理由がある場合についても、下記の対策を講じる必要があります。</p> <p>①その利用申込者に係る計画相談支援事業所への連絡。(計画相談支援を行っている場合)</p> <p>②適当な他の日中一時支援事業所の紹介。</p> <p>③その他必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>※利用申込者から丁寧なアセスメントを行った上で、なるべく契約を行ってください。</p>
14	給付費 等	サービスを受ける時間が 30 分以内でも利用することができますか。	30 分以内でも利用できます。
15	給付費 等	同月に複数の事業所を利用した場合や障害福祉サービス等との上限合算はありますか。	<p>日中一時支援事業と移動支援事業だけで合算し、上限額を適用します。</p> <p>なお、該当される方については、年に一度超えた分を還付するための手続きの書類を送付します。</p>
16	給付費 等	1 日に時間を空けて 2 回利用した場合、どのように請求すればよいですか。	<p>同日の場合、利用時間は合算し請求してください。</p> <p>(例)</p> <p>①9:00~10:00 1 時間</p> <p>②14:00~17:30 3 時間 30 分</p> <p>上記の場合、合計 4 時間 30 分で請求してください。</p>

17	給付費等	同一法人で同日に他の障害福祉サービスも利用した場合の日中一時支援の算定方法はようになりますか。	利用した時間に関わらず、日中一時支援事業の給付費は一律 940 円になります。(併給)
18	給付費等	併給の場合の食費加算と送迎加算は対象になりますか。	対象になりません。
19	給付費等	障害者介護給付事業や障害児通所給付事業と日中一時支援事業を続けて利用する場合の留意事項はありますか。	同様のサービスが障害者介護給付事業や障害児通所給付事業において受けられる場合は、当該サービスを優先します。 その上で、日中一時支援事業と組み合わせて利用する場合は、サービスごとに職員配置などの事業所指定基準を順守するとともに、利用者（保護者）への説明を十分に行ってください。
20	利用者負担	利用者の負担費用はありますか。	利用者の負担割合は、原則サービス単価の 1 割となりますが、利用者本人や世帯の課税状況によって、利用者の上限月額を設定しています。(事業実施要綱別表 2)
21	利用者負担	今月退職して無収入になりましたが、負担上限額は 0 円になりますか。	あくまで、前年度所得に基づく市民税所得割で計算しますので、年度途中で無収入になっても変更はありません。
22	利用者負担	日中一時支援事業内において、パン教室等の事業を実施し、原材料費がかかった場合は、どのように取り扱えばよいのでしょうか。	サービスを提供した際の給付費の 1 割以外に、活動で要した原材料費等の実費相当分についてもサービス利用者等から徴収することは可能です。ただし、実費相当分を徴収する際は、そのサービス利用者等に文書等で説明を行うとともに、その費用を徴収した際には、領収書を発行してください。
23	利用者負担	利用者負担上限額が 37,200 円の場合、食事加算の対象になりますか。	対象になりません。実費負担となります。
24	送迎	自宅と事業所間の往復で送迎した場合は、送迎 2 回と算定されますか。	算定されます。

25	送迎	車以外の方法で送迎を行った場合、算定の対象となりますか。	対象となります。
26	送迎	日中一時支援を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。	原則、日中一時支援の送迎については、移動支援を利用することはできません。ただし、日中一時支援事業所へ送る予定であった家族等が、体調不良により送ることが困難な場合については、例外的に利用することが認められる場合があります。
27	送迎	同一敷地内の送迎サービスについての取り扱いについてはどのようになっていますか。	同一敷地内の送迎サービスについては、事業所は送迎サービスとして給付算定することは出来ません。
28	送迎	自宅以外の場所から、送迎することは可能ですか。	自宅以外の場所からでも送迎を行うことは可能です。
29	送迎	日中一時支援事業所から他の事業所の通所施設へは日中一時支援事業の送迎を利用できますか。	利用できます。ただし、他の通所施設の送迎を優先に利用してください。 ※他の通所施設とは、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、放課後等デイサービスのことで
30	送迎	自宅ではなく最寄りの駅やバス停から日中一時支援事業所へは、日中一時支援の送迎を利用できますか。	利用できます。

【お問い合わせ先】
宇部市障害福祉課
電話 34-8523
FAX 22-6052